

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年5月13日

**【会社名】** 株式会社アイレックス

**【英訳名】** AIREX INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 畑 徹

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

**【電話番号】** (03) 3245-2011

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役管理本部長 兼 西日本事業部長 榎 恒 久

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

**【電話番号】** (03) 3245-2011

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役管理本部長 兼 西日本事業部長 榎 恒 久

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生日

平成26年3月期第1四半期の特別損失の発生に関する取締役会決議日  
平成25年8月14日

平成26年3月期第4四半期の特別損失の計上に関する取締役会決議日  
平成26年5月9日

### (2) 当該事象の内容

当社は、平成25年6月10日付で公表の「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び平成26年3月7日付で公表の「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」でお知らせいたしました通り、平成21年3月期から平成25年3月期に不適切な会計処理が行われておりました。このため、当該不正の実態の調査及び不適切な会計処理についての過年度決算遡及処理にかかる費用を特別損失として計上することを平成25年8月14日及び平成26年5月9日開催の取締役会で決議しました。

### (3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、過年度の不適切な会計処理に関して上記の通り、2回に及び第三者委員会による調査費用等として、平成26年3月期第1四半期（連結及び個別）において22,980千円、平成26年3月期第4四半期（連結）において93,549千円、平成26年3月期第4四半期（個別）において93,500千円をそれぞれ計上し、合計（連結）116,481千円、（個別）116,529千円を特別損失に計上いたしました。